

# 令和8年度事業計画

## I 基本方針

私たちが暮らす身近な地域社会において、地域福祉の諸課題の解決への取り組みが急務となっています。具体的には、2040年問題に代表される超高齢社会の到来、子どもや子育て中の方、障がいのある方、生活困窮や社会的孤立など、生きづらさを抱える方を支える仕組み、担い手の確保、災害への備えなど、全ての人が支えあい、自分らしく活躍できる地域づくりが重要となっています。この間、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、「孤独・孤立対策推進法」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」さらには、令和7年の災害対策基本法等の改正では、福祉的支援が拡充され、日常と災害時を意識した地域づくりが求められています。また、令和8年度は、「藤沢市地域福祉計画」の改定が行われます。

こうしたなか、藤沢市社会福祉協議会は、令和8年度組織改正を実施して地域生活課題の解決と地域福祉のさらなる推進に向けた体制整備を行い、「藤沢市地域福祉計画 2026」を実践するための指針となる、「第4次地域福祉活動計画」の具体化と次期地域福祉活動計画策定の準備に向けて、地域で暮らす住民をはじめ自治会・町内会や地区社会福祉協議会等の地域活動団体、民生委員児童委員、社会福祉法人やNPO法人等の専門機関、行政機関の皆さんと一体となって地域生活課題の解決に向けて取り組みを進めていきます。

### 第4次藤沢市地域福祉活動計画の基本目標と施策の方向性

「一人ひとりが主役 共に支えあい安心して暮らせるまち ふじさわ」

<b>基本目標1</b>	地域に関心を持ち、行動できる人材づくり
施策の方向性	(1) 誰一人取り残さない地域づくりに向けた周知・啓発 (2) 地域福祉活動の普及・啓発 (3) 地域福祉の担い手の育成・参加促進
<b>基本目標2</b>	お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり
施策の方向性	(1) 地域における交流の促進 (2) 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり (3) 福祉団体等の活動推進 (4) 災害時に備えた地域づくりの推進
<b>基本目標3</b>	誰もが安心して暮らせるしくみづくり
施策の方向性	(1) 地域福祉の基盤づくりとネットワークの強化 (2) 包括的な相談・支援体制の強化 (3) 権利擁護のための支援の充実 (4) 更生支援に向けた地域づくり

計画期間：2022年（令和4年）から2027年（令和9年）までの6年間

## II 部署別「重点目標」および「実施事業」

### 総務課

#### ◆重点目標

##### 1. 地域福祉活動計画の推進

地域住民を始め地域づくりに取り組む様々な主体が、具体的な活動・協力を行うアクションプランとして策定された第4次地域福祉活動計画も残り2年で計画期間の満了を迎えるため、令和8年度は、計画の推進とあわせて次期計画策定の準備に取り組む。

##### 2. 組織体制の整備

- (1) 令和8年度の組織改正による新体制の整備を機に、文書保存の電子化や電子決済等の導入など、業務の効率化やコスト削減に向けた検討を行い可能な取り組みについて推進を図る。
- (2) カスタマーハラスメントへの対応や個人情報の適正な取り扱いを徹底させる研修の実施など、適正な業務執行に取り組む。

##### 3. 藤沢市老人福祉センター事業の取組

指定管理者として、藤沢市が定める施設の管理運営の基本方針に即した取り組みを進めるとともに、令和9年度をもって指定管理期間の満了を迎える当該事業について、今後の取り組み方針の決定と、方針に基づく業務の推進を図る。

#### ◆実施事業

### 【総務担当】

企画・広報事業		6,644千円
1	広報事業	
	(1) 機関紙「市社協ふじさわ」の発行	
	機関紙を通じて、市社協の取り組みや福祉情報等の提供と会員募集を行う。 ◆発行：年3回(5月/9月/1月)	
	(2) 市社協ホームページ等による福祉情報の提供	
	本協議会の取り組みを周知するとともに、ボランティア募集や助成金、義援金等に関する情報など、地域福祉活動の促進に向けた福祉情報の提供を行う。 また、誰もが利用しやすいウェブアクセシビリティに対応したホームページへのリニューアルを実施する。	
	(3) 障がい者週間キャンペーン事業	
	広く障がい者福祉についての関心と理解を深めることを目的に「障害者基本法」に規定される「障がい者週間(12月3日から9日)」において、啓発物品等の配布による周知啓発を図る。	

	<b>第 58 回藤沢市社会福祉大会の開催（市共催事業）</b>	
2	<p>市民に対し地域福祉への理解や関心を深めることを目的に、社会福祉大会を開催する。</p> <p>【期 日】 11月（12月）を予定</p> <p>【会 場】 地域福祉活動センター 1, 2階（藤沢市分庁舎）</p> <p>【内 容】 福祉功労者表彰、福祉講演会（シンポジウム）</p>	
	<b>第 4 次地域福祉活動計画の推進</b>	
3	<p>地域福祉活動計画の推進を検討する委員会「藤沢市支えあう地域づくり推進連絡会（連絡会）」の事務局として、計画推進に向けた検討の促進および連絡会委員や地域等と連携した取り組みを推進する。</p> <p>また、令和9年度末をもって当該活動計画の期間が満了となるため、令和8年度は次期計画策定の準備に取り組む。</p>	
	<b>藤沢市地域公益事業推進法人協議会の支援</b>	
4	<p>市内の高齢・障がい・児童関係の社会福祉法人が、分野を超え協働して地域の公益的な取り組みを進めて行くために設置した「藤沢市地域公益事業推進法人協議会」の事務局として、当該組織が目的とする公益事業の推進を支援する。</p>	
	<b>藤沢市愛の輪福祉基金運用支援業務（市受託事業）</b>	
5	<p>市の愛の輪福祉基金補助金交付事業の申請等に関する事務支援を行うとともに、市内で公益的な市民活動を行う団体等に対し、制度の普及啓発を図る。（補助金交付に関する申請・報告等手続き、審査会の運営、事業説明会等の支援）</p>	
<b>援護事業</b>		<b>10,132 千円</b>
	<b>行旅人援護事業（市受託事業）</b>	
6	<p>目的地まで移動中の旅費困窮者に対し、隣接市までの交通費を支給する。</p> <p>大和市（300 円）・茅ヶ崎市および鎌倉市（210 円）</p>	
	<b>学童援護事業</b>	
7	<p>生活困窮世帯の福祉増進を図るため、民生委員児童委員活動および生活困窮者自立相談支援機関等で把握された該当世帯の小・中学校入学児童等に対して、祝金を支給する。なお、令和5年度からの臨時措置、支給額の増額（10,000 円）および支給対象の拡大（児童扶養手当全額支給対象世帯の小学校入学児童）については継続して実施する。</p> <p>【祝金】 20,000 円</p>	
	<b>交通遺児援護事業</b>	
8	<p>交通遺児寄附金により、小学校・中学校入学および中学校・高等学校を卒業する遺児への激励金の給付と 20 歳未満の遺児へクオカードを贈呈する。</p> <p>【激励金】 50,000 円</p> <p>【クオカード】 20,000 円相当</p>	
	<b>年末たすけあい見舞金事業</b>	
9	<p>①民生委員・児童委員のほか、生活困窮者自立相談支援機関等の活動を通じて、生活困窮者世帯に対して、夏期・年末見舞金を支給する。なお、令和5年度からの臨時措置として世帯あたりの見舞金額の増額支給（一世帯あたり 5,000 円）については継続する。</p> <p>【夏期：一世帯 8,000 円／年末：一世帯 10,000 円および一人 3,000 円】</p> <p>②地域活動支援センターⅢ型へ施設援護費を支給する。</p> <p>【支給額：70,000 円以内】</p>	

10	<b>災害援護事業</b>
	火災等の罹災世帯に対して、見舞金を支給する。 【全焼 20,000 円、半焼 10,000 円、死亡 15,000 円、重傷 10,000 円】
<b>資金貸付事業</b>	
48,130 千円	
11	<b>生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）</b>
	低所得世帯等に対する各種資金貸付の相談・受付 ①総合支援資金 ②福祉資金 ③教育支援資金 ④不動産担保型生活資金 ⑤特例フォローアップ支援事業 ・各種申請手続きの支援（償還・償還免除・償還猶予） ・免除、猶予者に対するフォローアップ支援 ・償還関連通知に対する未応答者への支援
12	<b>福祉資金の貸付</b>
	低所得世帯の福祉増進を図るため、生活に必要な小口資金貸付を行う。 【一般世帯（通常）：30,000 円以内／生活保護世帯：15,000 円以内】
13	<b>修学旅行費貸付事業</b>
	低所得世帯への中学校修学旅行費の貸付を行う。
<b>災害活動関連事業</b>	
14	<b>藤沢災害救援ボランティアセンターの設置・運営に関する取り組み</b>
	（1）藤沢市災害救援ボランティアセンター設置・運営に関する市・藤沢災害救援ボランティアネットワーク・市社協の三者協定に基づく取り組みの推進。 ①三者協定に基づく三者の役割等について継続検討 ②災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練等の実施 ③必要資機材の整備等（市備蓄資機材を基本に必要なに応じた整備） （2）県内社協間連携等に関する取り組み ①県内市町村社協間における災害時相互支援協定に基づく支援体制構築への参加 ②県地域防災計画に基づく、県と市町村災害ボランティアセンター間情報伝達訓練への参加
<b>会の運営</b>	
15	<b>理事会・評議員会の運営</b>
	（1）理事会・評議員会の運営 法人運営に向け、業務の決定・執行を図るための理事会、評議員会等の開催および、適正な業務運営・執行を図るための監事による監査を実施する。 また、組織の役割やあり方、事業推進等に関する意見交換等の場を設け、組織運営の充実を図る。 （2）自主財源の確保 機関紙やホームページ等を通じての「賛助会員」「寄附金」募集等による、財源確保に向けた取り組みの実施。

16	<b>団体業務</b>
	①日本赤十字社神奈川県支部藤沢市地区事務局 ②神奈川県共同募金会藤沢市支会事務局 ③藤沢市支えあう地域づくり推進連絡会事務局 ④藤沢市地域公益事業推進法人協議会事務局 ⑤藤沢市遺族会事務局 ⑥藤沢市更生保護女性会事務局

## 【老人福祉センター（やすらぎ荘・湘南なぎさ荘・こぶし荘）】

老人福祉センター事業（指定管理事業）		298,637千円
1	老人福祉センター事業	
	<p><b>(1) 適切な施設運営と維持管理</b>          運営委員会・評価委員会・各種アンケート調査等による利用者のニーズを捉えた主催事業および、交流を目的としたイベントを実施するとともに、市と協議しながら、利用者の安全確保を図り、より快適に利用していただくために計画的な維持保全・設備更新を行う。</p> <p><b>(2) 利用者の増加を促進する取組</b></p> <p>①各種健康増進に関する講座・企画          市健康増進計画（第3次）の基本方針に基づき、高齢者が日常的に健康維持活動に取り組みよう参加希望者が多い運動指導講座の定期開催と、健康に関する知識を学ぶための多種多様な学習講座を開催する。また、施設に設置する各種測定器や運動機器を利用した健康セルフチェックの促進や看護師による健康アドバイスを通じて、施設利用者の健康維持増進を図る。</p> <p>②インターネットによる情報提供          利用者のセンター利用のリピート率の向上を始め、これまでセンターを訪れたことがない方の利用につながるよう SNS（LINE）による情報発信、YouTube による主催事業の動画配信や音楽イベント等のライブ配信を積極的に活用し、利用者の増加に努める。</p> <p><b>(3) 地域にとって身近な拠点施設を目指す取組</b></p> <p>①地域開放事業          地域に開かれた身近な拠点施設として、幅広い年齢層の周辺住民が訪れやすい国民の祝日や学校の長期休みの時期に合わせた施設祭りやコンサートイベント等の地域開放事業の実施を図る。</p> <p>②食支援事業団体との協働          こども食堂や、フードバンク事業を行う地域活動団体へ、活動の場を提供するなど協働事業を実施する。</p> <p>③相談事業          看護師による健康に関する相談のほか、藤沢市地域公益事業推進法人協議会の参加法人として開設する「福祉なんでも相談窓口」において、施設利用者を始め周辺住民も気軽に利用できる福祉に関するよろず相談を実施する。</p> <p><b>(4) 次期指定管理に向けた取り組み</b>          湘南なぎさ荘の再整備（市民センター合築）や、やすらぎ荘の施設閉所の方針案が示される中、令和9年度末には指定管理期間の満了を迎えるため、今後の市の方向性を踏まえ施設閉所や指定管理業務の内容変更等による事業撤退も含め様々なケースに対応が図れるよう準備を進める。</p>	

## 地域福祉活動センター

### ◆重点目標

#### 1. 地域福祉の担い手の発掘・育成と参加機会の創出

ボランティア相談、養成講座、福祉体験、地域福祉学習会等の既存事業を相互に連動させ、地域福祉活動への関心を高めるとともに、多様な主体が関わることができる参加機会の創出を図る。あわせて（仮称）藤沢福祉ボランティア活動フェスタを開催し、市民がボランティア活動を「見て・知って・体験する」機会を提供することで、新たな担い手の発掘と活動団体間の交流・連携の促進につなげ、地域における支え合い活動の広がりを推進する。

#### 2. 地域福祉活動の支援の充実

ボランティア相談、広報、活動支援等の機能を通じて地域福祉活動を支える基盤の充実を図るとともに、関係機関との連携や情報共有を進め、地域の実情に応じた支援体制の強化を図る。

#### 3. 地域福祉活動ホームの事業終了

地域活動ホーム運営事業については、施設の老朽化や運営体制の状況を踏まえ、令和8年度末での事業終了を目途として、利用者や関係団体への説明・調整を進めながら移行に取り組む。

### ◆実施事業

地域福祉活動センター運営事業		16,755 千円
1	<p><b>地域福祉活動センターの運営</b></p> <p><b>(1) 地域福祉活動センターの周知および団体支援の推進</b> 障がい者等の当事者・家族会、自助グループや地域の課題解決に取り組む福祉活動団体等の活動拠点として、多目的スペースの活用や、活動室、印刷機、ロッカーの貸し出しを行うとともに、団体活動支援、ネットワークづくりに取り組む。地域福祉活動センターの利用促進に向けて、市社協のホームページや機関紙等により、情報提供を積極的に行う。</p> <p><b>(2) 福祉情報 web サイトの運営</b> 藤沢市福祉情報 web サイトは、地域で自分らしく「暮らしたい・つながりたい・活動したい」を応援するサイトとしてリニューアルする。（愛称：「ちいふく」） 地域団体等には投稿用アカウントを発行し、地域活動団体の情報やボランティア募集情報も直接発信する場として活用できるように工夫する等、身近な地域福祉活動情報の周知と参加のきっかけづくりを図る。</p> <p><b>(3) 地域福祉学習会</b> 地域福祉に関する様々な課題や取り組み等について、市民の理解や知識を広めることを目的として、有識者による講演会等を開催する。</p>	

	<p>(4) <b>出張福祉体験教室</b> 市内の小・中・高等学校等の依頼に基づき出張福祉体験教室を実施する。学校の意向を踏まえ丁寧に企画調整を行い、関係機関や当事者団体等と連携し体験機会の提供に努める。</p> <p>(5) <b>福祉体験教室</b> 夏休み等の学校の長期休みの期間を中心に、主に小学生を対象として、当事者団体や支援団体等と連携し、多様な福祉体験の機会を提供する。福祉やボランティア活動への理解と関心を深めるとともに、「思いやりの心」や「支え合う気持ち」の大切さを学ぶ機会として実施する。</p> <p>(6) <b>里親講座</b> 神奈川県中央児童相談所が主催する里親講座への参加協力。</p> <p>(7) <b>車いす等貸出事業</b> 療養や通院等により一時的に車いすが必要となる方への短期の貸出や、学校や地域での福祉に関する研修等での利用に対し、車いすや高齢者疑似体験セットの貸し出しを行う。</p> <p>(8) <b>民間企業連携事業</b> 民間企業等による社会貢献活動が円滑に実施されるよう支援するとともに、地域課題とのマッチングを図り、効果的な社会貢献活動の推進に向けた連携を進める。</p> <p>① アズビル山武財団「あすなろフレンドシップ就学支援制度」 当該財団・藤沢市・市社協との3者協定 対象：経済的支援が必要なひとり親世帯の子ども 内容：高校進学または就職5万円、中学校進学3万円を支給</p> <p>② 株式会社キャリアドライブ「自動車運転免許取得支援事業」 対象：児童養護の退所を控えた児童 内容：自動車運転免許取得費用の支援</p> <p>(9) <b>農福連携事業</b> JA さがみわいわい市藤沢店にて、出荷に至らない規格外品の野菜等の食材を農家から寄附として受け、市社協を通じて市内のこども食堂、地域食堂やフードバンクふじさわ等へ提供し、地域における食支援活動の充実および関係団体の活動支援を図る。</p> <p>(10) <b>地区社会福祉協議会連絡協議会との連携</b> 当該連絡協議会の事務局として組織運営を支援するとともに、各地区社協と連携した地域福祉の推進を図る。</p> <p>(11) <b>地域活動リスク管理</b> ボランティア等の地域活動における事故やトラブル等のリスクに備えるため、弁護士等の専門職による相談機会を提供し、安全で安心な地域活動の推進を図る。</p>
2	<p><b>ボランティア活動推進事業</b></p> <p>(1) <b>ボランティア相談事業</b> ふじさわボランティアセンターにおいて、福祉ボランティアの募集受付・周知、ボランティア活動に関する相談対応・マッチング、ボランティア保険の加入・保険請求等を行い、地域の支え合い活動を推進する。相談対応にあたっては、地域生活課題の視点を踏まえ、必要に応じて関係機関等と連携しながら適切な支援やつなぎを行い、安心して活動や依頼ができる環境づくりを図る。</p> <p>(2) <b>ボランティア等広報活動</b> 地域福祉活動の促進に向け、活動団体と連携した情報発信を行う。既存の『ボランティアセンターニュース』もより身近にボランティア活動の情報を継続して発信。 藤沢市福祉情報 web サイトは、地域で自分らしく「暮らしたい・つながりたい・活動したい」を応援するサイトとしてリニューアルする。(愛称：「ちいふく」)</p>

	<p>地域団体等には投稿用アカウントを発行し、地域活動団体の情報やボランティア募集情報も直接発信する場として活用できるように工夫する等、身近な地域福祉活動情報の周知と参加のきっかけづくりを図る。(一部再掲)</p> <p><b>(3) ボランティア等養成事業</b>  ボランティア活動に必要な基礎知識や実践的スキルを学ぶ機会を提供し、地域福祉活動の担い手の確保と参画促進を図る。藤沢市精神保健ボランティア講座では、こころの病を正しく学ぶことで偏見や差別をなくし、障がいのある方が暮らしやすい地域づくりを考え行動するボランティアの養成を行う。講座修了者がつくる新たなボランティアグループの支援も継続的に行う。</p> <p>また、市民がボランティア活動の魅力を「見て・体験して・知る」機会として(仮称)藤沢福祉ボランティア活動フェスタ(FUJIFUKUボラ活フェスタ)を開催し、参加のきっかけづくりおよび活動団体間の交流・連携の促進を図る。</p> <p><b>(4) いきいきパートナー事業(市受託事業)</b>  ボランティアポイント制度により、高齢者によるボランティア活動を促進・支援し、介護予防の推進と地域活動の活性化を図る。</p> <p><b>(5) 災害ボランティアコーディネーター養成講座</b>  地震等の災害時に備え、市および藤沢災害救援ボランティアネットワークと共催で災害ボランティアコーディネーター養成講座を実施し、関係団体の活動支援を行い、災害時のボランティア受入体制の整備・運営に資する人材の育成を図る。</p> <p><b>(6) 市民活動・ボランティア関係機関との連携推進</b>  市民活動推進センターやチームFUJISAWA2020等、市民活動やボランティア活動を推進する関係機関との情報交換を行い、活動の現状や課題の共有を図る。福祉分野に限らない多様な主体とのつながりを広げ、ネットワーク形成やプラットフォームづくりに向けた連携を進める。</p> <p><b>(7) 地区ボランティアセンター等との連携・情報交換</b>  市内12か所の地区ボランティアセンターやボランティア関係機関との連携や情報交換および支援を行い、それぞれの強みや課題を共有し、相互の連携を通じて地域におけるボランティア活動の継続的な推進を図る。</p>
3	<p><b>福祉人材養成事業</b></p> <p><b>(1) 福祉・介護・保育人材の養成事業</b>  ①介護職員初任者研修事業(通学・通信併用)  市内社会福祉法人等と協働し、介護人材を養成するとともに、受講に際して支援や配慮が必要な対象者(児童養護施設の退所者や生活困窮者等)には、受講料の一部免除や履修支援等を行い、研修を通じて資格取得と就業に向けた自立支援を行う。</p> <p>②視覚障がい者同行援護従業者養成研修事業  視覚障がいにより移動に支援を必要とする方の地域生活を支える人材の確保と専門性の向上を目的として、視覚障がい当事者を講師に、同行援護従業者の養成に取り組む。</p> <p><b>(2) 福祉・介護・保育人材の就業支援研修</b>  資格の有無に関わらず、福祉・介護・保育分野への就業の興味関心を高める講座や研修、情報提供の事業を実施する。</p>
4	<p><b>助成事業</b></p> <p><b>(1) 地区社会福祉協議会への活動助成事業</b>  14地区社会福祉協議会へ運営活動費の助成を行う。</p> <p><b>(2) 地域福祉推進事業補助</b>  市民への福祉意識の普及と地域福祉への関心を高めるため、地区社協等が行う地域の課題を解決するための事業や講座、地域交流事業などに対して補助を行う。</p>

	<p><b>(3) 地域福祉活動増進事業</b></p> <p>第4次地域福祉活動計画の推進に向け、地域福祉活動に関する相談・受付を行い、助成制度（たーすけ あいちゃん助成、ふくちゃん助成）の案内や申請相談を通じて、地域課題の解決や団体連携による活動の推進を図る。</p>
5	<p><b>地域福祉物流交流拠点の運営</b></p> <p>フードバンクやこども食堂等の食支援に向けた食品寄付の受入・保管・配分や、リユース家電等の清掃保管を行う地域福祉物流交流拠点を、障がいのある方とともに運営し、農福連携の推進や寄付物品の保管・分配に対応する。</p> <p>なお、拠点の運営にあたっては、フードバンクふじさわと相互協力協定を締結し、機能の充実に努める。</p>
6	<p><b>地域活動ホームの運営</b></p> <p>心身障がい児者がいる家庭での急病、通院、レスパイトその他家庭での介護、援護が難しい場合に保護者に代わって緊急一時的に預かりを実施する。なお、使用している自治会集会所の老朽化や介護人材の不足等の厳しい状況を踏まえ、令和8年度末での事業終了を目途とし、利用者および家族への説明や情報提供を丁寧に行い、円滑な移行と必要な支援体制の確保に努める。また、集会所を借用している自治会への説明・調整も含め、行政および関係機関等と連携し理解と協力を得ながら進める。</p>
7	<p><b>団体業務</b></p> <p>①藤沢市地区社会福祉協議会連絡協議会事務局  ②藤沢地区保護司会事務局  ③藤沢市老人クラブ連合会事務局  ④藤沢市ふれあい実行委員会事務局  ⑤藤沢市精神保健ボランティア講座実行委員会事務局  ⑥湘南ふじさわ子育て応援メッセ実行委員会事務局</p>

◆重点目標

1. 成年後見制度等の相談機会および利用支援機能の充実

地域住民の身近な権利擁護相談機関として、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用に関する事等、判断能力に不安を抱える方の権利擁護に向けた幅広い相談に応じることができるよう、あんしんセンター職員および専門職団体の連携による相談機会の充実を図る。あわせて、成年後見制度の適切な利用が図られるよう、藤沢市や専門職団体等関係機関と協力して利用支援の充実に向けた取り組みを進める。

2. 権利擁護支援に係る中核機関の運営

成年後見制度に関する広報、相談、利用促進、および後見人支援等の機能を担うとともに、藤沢市における権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの中核となる機関として適切な運営を図り、判断能力が十分でない方の意思や自己決定を尊重した取り組みを進める。

なお、取り組みを進めるにあたっては、重層的支援体制整備事業における「重層的支援会議」や「支援会議」にも参加する等、引き続き多様な支援関係機関との連携強化に努め、複雑化・複合化した地域住民の課題に対する支援の充実を図る。

◆実施事業

No.	ふじさわあんしんセンター事業	89,955千円
1	<b>日常生活自立支援事業（県社協受託事業）</b>	
	<p>認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な方が、日常生活を送る上で不安を抱え自ら福祉サービスの利用手続や日々の金銭管理が十分に行えない場合に、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、本人との契約により次の支援を実施する。</p> <p>①福祉サービスの利用援助サービス ②日常的な金銭管理サービス ③書類等預かりサービス</p>	
2	<b>成年後見事業（市受託事業 ※④法人後見業務は除く）</b>	
	<p>成年後見制度の利用が必要な方に対する支援等を実施する。</p> <p>①成年後見制度の普及啓発 市民向け講座の開催やパンフレットの配布等により、制度の周知・啓発を図る。</p> <p>②成年後見制度の利用支援等 制度利用等の一般的な相談および専門職による定例・出張専門相談を実施する。</p> <p>③地域関係機関との連携 地域の相談支援体制の充実に向けて、市と連携し関係機関によるネットワークづくりを推進するなかで、権利擁護に係る様々な課題への対応を図る。なお、国が進めている成年後見制度の見直しや身寄りのない高齢者等への新たな支援策の導入等に関して、今後の動向を注視しながら具体的な施策の展開について検討を進める。</p>	

	<p>④法人後見業務の推進 市社協が法人として成年後見人等に就任し、法人職員が後見業務を行う。学識経験者、医師、弁護士等で構成する審査会を定期的を開催して本業務の適正な運営を図るとともに、日常生活自立支援事業と一体的に実施することにより権利擁護の推進を図る。</p> <p>⑤成年後見制度利用促進事業 成年後見制度の利用を始め、適切な権利擁護支援の推進を図るため、専門職団体および関係機関の協力・連携強化に向けた体制整備や支援関係者によるチーム支援の調整、後見人等が選任されるまでの間の緊急的な金銭管理支援等を行うなど、持続可能な権利擁護支援に関して中核的な役割を担う機関の運営を行う。</p>
3	<p><b>市民後見事業（市受託事業）</b></p> <p>市民の視点を生かし、本人の意思を尊重したきめ細かな支援を行うため、市民後見人の育成を図り、後見制度の利用を促進する。</p> <p>①市民後見人の支援 市民後見人として適切な活動が継続できるよう、フォローアップの充実を図りつつ後見活動を支援するとともに、実務に関する相談支援や専門職からの指導・助言が受けられる機会を設けるなど、市民後見人が安心して活動できる環境を整える。</p> <p>②市民後見人候補者バンクの運営・管理 家庭裁判所への後見等開始申立てに係る成年後見人等候補者を推薦する必要があるときは、市民後見人候補者バンクに登録された方を後見人等候補者として推薦するための受任調整会議を開催する。なお、バンク登録者が市民後見人として円滑に受任できるよう、フォローアップ研修会や情報交換会等を実施して市民後見人としての資質の維持向上に努めるなど、適切なバンクの運営・管理を行う。</p>
4	<p><b>権利擁護支援事業</b></p> <p>権利擁護の立場から、成年後見制度の申立てが必要な状況であるにもかかわらず、家庭環境や事務能力、経済的な理由等の課題を抱えて家庭裁判所に申し立てることが難しい方に対して、申立手続に関する支援および費用の助成を行う。</p>

## 在宅福祉サービスセンター

### ◆重点目標

#### 1. 委託事業と自主事業を連携させた生活支援の実施

藤沢市からの委託事業である「共生型ホームヘルプ事業」「子育て世帯訪問支援事業」「ひとり親世帯支援事業」や、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等の既存の制度やサービスでは対応できない様々な困りごとに柔軟に対応する市社協独自のホームヘルプ自主事業を実施し、誰もが地域で自分らしく暮らし続けるための支援を行う。

#### 2. 障がいのある方の安心した暮らしを支える相談・生活支援

計画相談支援事業では、在宅で生活されている障がいのある方の緊急時に備えた支援に関する取り組みの一環として、「安全・安心プラン」の作成をご本人とともに積極的に行っていくとともに、成年後見制度へのつなぎ等も必要に応じ実施する。

ホームヘルプ事業においては、障がいのある方が安心して自宅で生活を送ることができるよう身体介護や家事援助を提供するとともに、生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

### ◆実施事業

No.	在宅福祉サービスセンター事業	82,584千円
1	<b>在宅福祉サービスセンター運営事業（市受託事業）</b> 各種公的在宅福祉サービス事業の相談、調整等を行う。 コーディネート等を行う主な事業：緊急通報システム事業、寝具乾燥消毒事業、一時入所事業、紙おむつ支給事業、認知症等行方不明 SOS ネットワーク	
	<b>自主事業（ホームヘルプサービス）</b> 介護保険制度等や公的介護事業の対象とならない世帯や制度外のサービスを必要とする高齢者等の世帯に、ホームヘルパーを派遣する。 また、生活困窮者世帯やヤングケアラー、困難を抱えた女性等の自立支援を目的としたホームヘルパーの派遣も実施する。	
3	<b>公的介護事業（市受託事業）</b> ホームヘルパーを派遣し、日常生活を支援する。	
	①共生型ホームヘルパー派遣事業 ひとり親家庭や子育て世帯に向けた市の制度事業等の支援対象外で、生活課題を抱え日常生活に支障がある方や世帯に対し、生活支援、相談・助言等を行う。 ②ひとり親家庭日常生活支援等事業 ひとり親家庭等を対象にホームヘルパーを派遣し、家事援助等を提供する。 ③子育て世帯訪問支援事業 家事・育児に不安を抱える家庭や妊産婦の自宅へホームヘルパーが訪問し、家事・育児援助に加えて外出時の補助等を行う。	

	<p>④精神障がい者地域移行体験利用事業 精神に障がいのある方が、長期的な入院等から退院し、地域生活に戻る際の生活体験を支援するため、ホームヘルパーを派遣する。</p>
4	<p><b>居宅介護等事業</b> 介護保険法に基づき、訪問介護事業（予防給付、介護給付、事業対象）を実施する。</p>
5	<p><b>障がい者総合支援事業</b> 障害者総合支援法に基づき、居宅介護等事業（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援）および障害福祉サービス計画の作成や生活全般の相談支援事業を実施する。</p>

## くらしよりそい課

### ◆重点目標

生活困窮者自立相談支援事業を基本とし、その人の暮らし全体に目を向けながら、フォーマル・インフォーマルを問わず多様な社会資源との連携・協働を通じて、包括的かつ継続的な相談支援を実施していく。また、地域における支援の基盤強化を図るため、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、分野横断的な支援や包括的相談支援体制の構築にも取り組む。

さらに、複合的な課題を抱える方や社会的孤立・困窮状態にある方については、参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を積極的に活用し、その人らしい暮らしを支援していく。

加えて、令和8年度より8地区の市民センターに配置される福祉相談員と連携し、地域の身近な相談支援のネットワークの構築をさらに深め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進する。

### ◆実施事業

No.	くらしよりそい事業	153,453千円
1	<p><b>生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）</b></p> <p>市内13地区にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を1人ずつ配置し、地域住民の困りごとに対し、分野・属性にとらわれず幅広く相談に応じるとともに、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する。また、個別支援を通して顕在化する地域生活課題の解決に向け、地域づくりを推進する。</p> <p>特に多機関協働事業における「重層的支援会議」や「支援会議」をとおして、包括的相談支援事業を担う相談支援機関に寄せられる複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整や支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める等、地域全体の支援体制の強化を図る。</p>	
2	<p><b>生活支援コーディネーター（第2層）事業（市受託事業）</b></p> <p>13地区に配置されたCSWを、生活支援・介護予防サービスの資源開発やネットワーク構築のコーディネート機能を果たす第2層生活支援コーディネーターに位置付け、高齢者を主体とした各地域のアセスメントを行い、その地区の状況に応じた地域生活課題の解決に向け、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取り組みのマッチング等を推進する。</p>	
3	<p><b>地域の縁側事業（市受託事業）</b></p> <p>市が推進する「地域の縁側」の新規開設団体への開設支援や、既存の実施団体への運営支援、研修等を市と共同で行う。また、地域の縁側のボランティア支援として「地域の縁側ポイント」の運営を行う。</p>	
4	<p><b>社会参加活動室運営事業</b></p> <p>ひきこもりや生活困窮者、地域で孤立しがちな方等を対象に、分庁舎2階に設置した「社会参加活動室」および「ふじなみ交流センター」において、ボランティア活動を通しての社会参加や孤独や孤立の解消につなげるための居場所の運営を行う。</p>	

	<p>また、ひきこもり当事者や家族会とともに、ひきこもり支援に関する関係機関のネットワークを構築し、地域全体での支援力を高める。</p>
	<p><b>社会的困窮者等支援事業</b></p> <p>ひとり親等の生活困窮世帯や、ひきこもり、児童養護施設入所者等への支援事業を実施するほか、令和8年度は令和7年度に引き続き、児童養護施設の退所時など自立生活を始めるために必要な住まいや生活を支援する取り組みおよび、貧困による子どもの教育格差の課題に対する学習支援の事業化に向けた検討を継続する。</p> <p>①自動車運転免許取得支援事業  (株) キャリアドライブが運営する市内自動車学校と協力して、児童養護施設の退所を控えている児童等の自動車運転免許取得を支援する。</p> <p>②上履プレゼント  フードバンクふじさわの利用者やCSWの相談者で、ひとり親や生活困窮世帯の小中学生を対象に、「進級・進学おめでとう！上履きプレゼント」を実施する。</p> <p>③子どもの成長を祝うプロジェクト  経済的な事情から子どもの成長を祝う記念行事（七五三や成人式）ができなかった世帯に、地域のボランティア等の協力により、記念行事（衣装を着て、写真を撮影）を行い、皆に門出を祝福される体験をとおして、人や地域とのつながりを深める。</p> <p>④教育支援資金貸付時合格お祝い事業  生活福祉資金（教育支援資金）の貸付手続きを行う中学生、高校生に対し、企業と連携し、記念品と企業・市社協からのお祝いメッセージを渡し、門出を祝うとともに、生活の困りごとがあった時に気軽に相談できる機関としての周知を行う。</p> <p>⑤小中高校生長期休み時の居場所・学習・食の支援事業  CSWの相談者でひとり親世帯等を対象に、夏休み等の長期休みの期間、分庁舎2階の活動室や地域の居場所の活用、企業等との連携により、食の支援、ボランティア体験、学習支援や生活スキルを身につける講座の開催等を実施する。</p> <p>⑥リユース事業  市民からの寄付物品（家電・家具）を生活困窮家庭等に提供し、自立した生活への一助として有効活用する。</p> <p>⑦食支援事業  生活困窮者等に対し、フードバンク等を活用した食料支援を行う。</p>
5	
	<p><b>ウクライナ避難民支援事業</b></p> <p>市との協働により、市内で暮らすウクライナ避難民の生活支援等を行う。</p>
6	